　金問発　第 21 号

令和7年７月31日

各　　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 協同組合 金沢問屋センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理 事 長　　髙 桑 　幸 一

　　　　　　　　　　　　　　　　　 街　　力　　委 　員 　会

委 員 長　　早 川　 信 之

**防犯カメラ設置補助金制度のご案内**

時下 盛夏の候 皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

　　　平素は、当組合の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　　当委員会では、迷惑行為に対する抑止や、安心安全の街づくりに繋げる為、

防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助する制度を今年度も引き続き、

実施することとなりました。

お申込みにつきましては、下記内容にて募集いたします。非常に使い勝手の良い補助金制度ですので、是非この機会をご活用ください。

（制度要綱）

1. 工事金額の半額、但し１社あたり１０万円を上限とする。
2. 問屋町内建物、駐車場等施設に設置すること。
3. カメラ設置箇所は道路沿いの出入口等外付けで、接面公道が撮影範囲となっていること。
4. 設置後の費用は全て各社負担とすること。
5. 補助金の支払いは、設置確認及び領収書を確認の上、年度内に支払いが可能であること。
6. 応募者多数の場合は申し込み順により決定とし、補助金総額に達した時点で締め切りと致します。
7. 令和７年８月～１２月設置分を補助金対象と致します。
8. 一定期間録画ができれば、設置業者や機種等については問いません。

**補助金のご活用を希望される方は、申込書に必要事項ご記入の上、**

**組合事務局までご提出頂けますよう、お願い申し上げます。**

**申込期限　　令和８年１月末日**

**尚、お申込書は当組合ホームページ内、**

**共同事業申込書にて公開しております。**

＊ご不明な点などございましたら、組合事務局（TEL237-8585）まで、お問い合わせください。